

特定建築物排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事	平成24年11月2日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒660-0808 兵庫県尼崎市潮江1丁目1番60号	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ジェイ・エム西日本不動産開発㈱ 代表取締役 近藤 隆士

工 事 の 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 / <input type="checkbox"/> 増築			
工事着工予定年月日	平成24年 12月 1日 /			
工事完了予定年月日	平成25年 4月 31日 /			
特定建築物 の概要	名 称	東舞鶴駅前開発 新築工事 /		
	所 在 地	京都府舞鶴市浜町6-1,6-2,6-3,6-4,6-5,6-6,6-7,6-8		
	構 造		階 数	地 上 2 階 / 地 下 階
	敷 地 面 積	6,548.65平方メートル /	高 さ	13.17メートル /
	建 築 面 積	5,189.65 ^{5,783.35} 平方メートル /	床 面 積 の 合 計 (増築部分の床面積)	9,778.75平方メートル / (平方メートル)
	用途別の床面積	住 宅	平方メートル	
		ホ テ ル 等		
		病 院 等		
		物品販売業を営む店舗等	9,778.75	
		事 務 所 等		
学 校 等				
飲 食 店 等				
集 会 所 等				
工 場 等				
特定建築物の環境の保全についての配慮に係る性能に関する評価結果	B E E = 1.4			

府内産木材等の使用 (建築基準法第35条の2建築基準法施行令第129条等により制限される全居室の内装の不燃、準不燃の規制により対象居室無し)	府内産木材等の種類と使用量	①第11条の2第1号ア該当木材等 ②第11条の2第1号イ該当木材等 ③第11条の2第2号該当木材等 ④第11条の2第3号該当木材等 府内産木材等の使用量の合計量 (①+②+③+④)	立方メートル 立方メートル 立方メートル 立方メートル 立方メートル
	使用する用途		
	府内産木材等の使用基準量		立方メートル
	当該建築物における木材の使用量の合計量		立方メートル
	木材が使用可能な居室の合計面積		0平方メートル
再生可能エネルギーを利用するための設備の導入	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量	
	①太陽光		31,774.328メガジュール
	②風力		メガジュール
	③水力		メガジュール
	④地熱		メガジュール
	⑤太陽熱		メガジュール
	⑥バイオマス		メガジュール
	⑦その他()		メガジュール
再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)		31,774.328メガジュール	
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施する措置	概	要	
■ 外壁、屋根又は床の断熱	外壁はALC版t100を使用 屋根及びビロティ部天井裏にグラスウールt75敷き込み /		
■ 窓の断熱又は日射の遮蔽	開口を極力無くし日射の遮蔽し熱線反射ガラス・車熱フィルム採用し断熱 /		
■ エネルギー消費効率の高い設備の導入	高効率の空調ヒートポンプ機器の採用 /		
<input type="checkbox"/> 環境への負荷が少ない材料の利用			
■ 節水型設備の設置	節水コマ、節水型便器の採用 /		
<input type="checkbox"/> 雨水、雑排水等の利用			
<input type="checkbox"/> 耐用年数が長い材料及び設備の利用			
■ 建築物の維持管理の容易性に対する配慮	外壁吹付けタイルは超低汚染溶剤樹脂塗料の採用 /		
■ 緑化の実施	京都府条例に基づく緑地の設置 /		
■ その他	高効率の空調ヒートポンプ機器の採用 高効率照明器具の使用、外部壁面照明はLED照明採用 /		

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 この計画書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。

(1) 再生可能エネルギーを利用するために導入しようとする設備の内容

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容

3 「府内産木材等の使用基準量」には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入の上、その算出の根拠となる資料を添付してください。